

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101601 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200043 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 2 月 8 日から令和元年 11 月 1 日まで

平成 31 年 2 月 8 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険に加入していなかったため、日本年金機構に確認請求を行ったところ、請求が認められ、同社の厚生年金保険の被保険者となった。しかしながら、請求期間については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出されたパート・アルバイト試用雇用確認書及び給与支給明細書並びに A 社から提出された出勤表及び給与台帳により、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正については、事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実があることが要件であるところ、上記給与支給明細書及び給与台帳により、請求者は、請求期間に係る給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。